

2) 関連法による法規制状況

市内の豊かな自然と歴史を守り育む上で、その他関連法も活用しています。

①都市計画法

本市の都市計画は、市域約 2,960ha のうち、約 76 %に当たる約 2,253ha が都市計画区域です。区域区分により約 1,182ha を市街化区域とし、残りの 1,071ha を市街化調整区域として土地利用の保全を図っています。

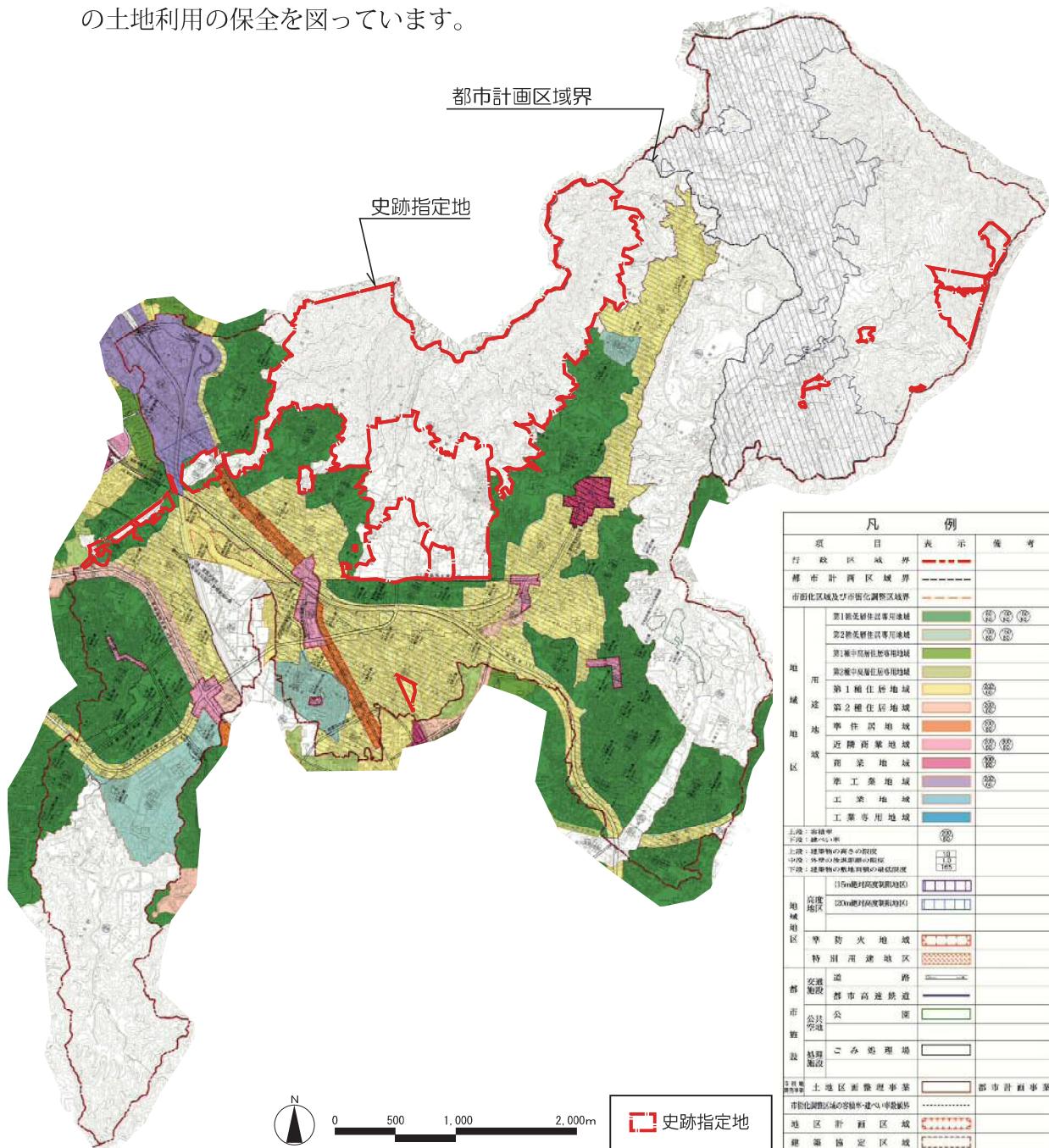
都市計画区域外であった北谷・内山地区は、平成 19 年に約 378ha を準都市計画区域に指定し、土地利用の保全を図っています。

史跡指定地をみていくと、客館跡が市街化区域内に位置する以外は、史跡指定を受ける四王寺山一帯をほぼ市街化調整区域に含んでいます。

史跡指定地周辺をみていくと、四王寺山の麓に位置する住宅地は、その広い範囲が第一種低層住居専用地域で、建築物の高さ 10m の制限を行っています。

宝満山は、準都市計画区域により、裾野

の土地利用の保全を図っています。



◆都市計画図

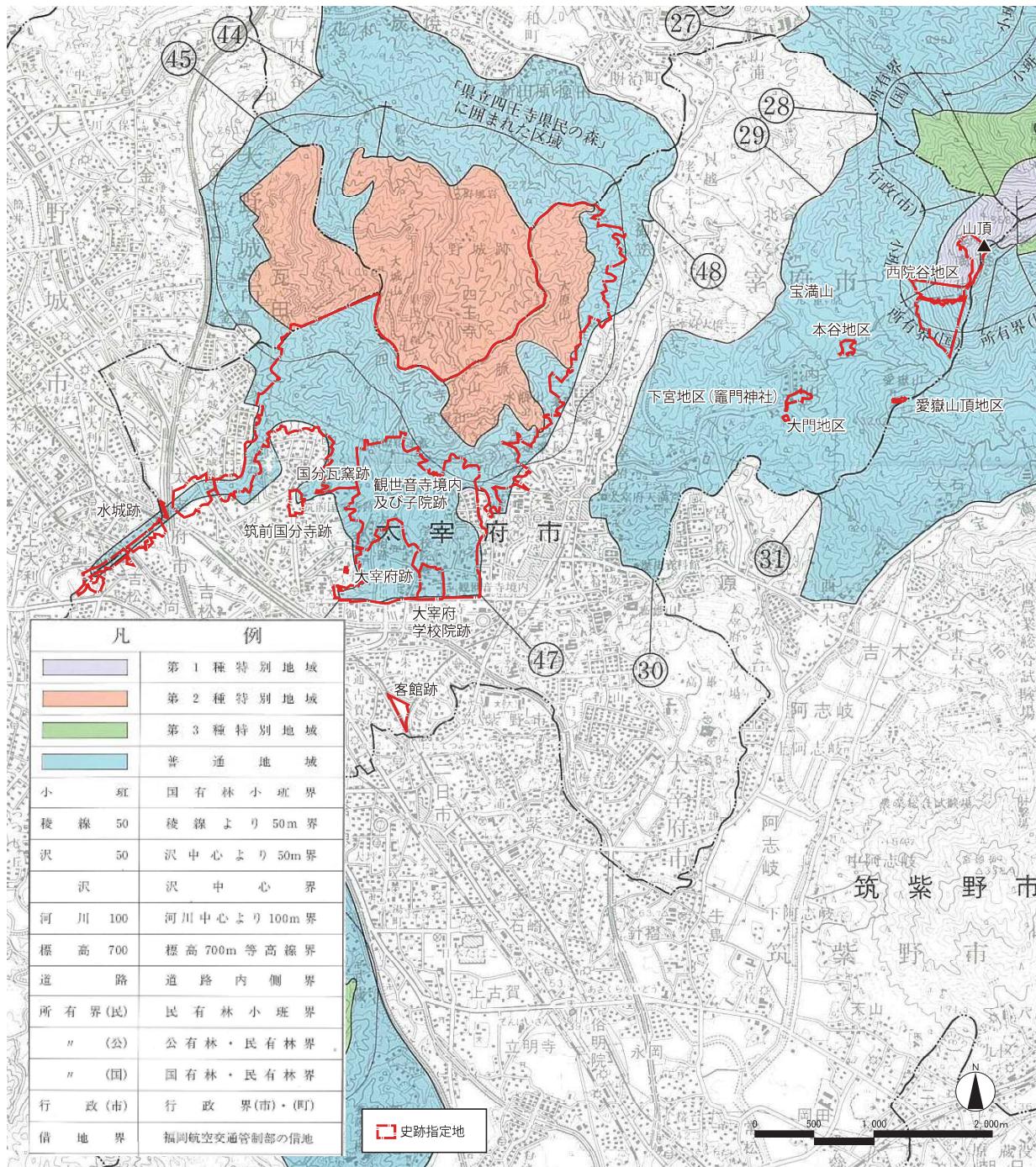
②自然公園法

本市は、市内北部の宝満山一帯と四王寺山一帯が「太宰府県立自然公園」の指定を受けています。

太宰府県立自然公園は、福岡県を代表する自然の風景地として、県知事の指定によるものです。宝満山（標高 829 m）及び三郡山系を含む地域であり、各地に城跡、寺社仏閣、靈場などが点在し、歴史の香りが色濃く残る自然公園として、昭和 25 年 5 月 13 日に指定されました。その範囲は飯塚市・宮若市・大野城市・太宰府市・筑紫野市・久山町・宇美町・篠栗町・須恵町、総面積は 16,568ha に及びます。

史跡指定地である宝満山は、西院谷地区と山頂の一部が第 1 種特別地域であり、その他は普通地域に指定されています。四王寺山では、大野城跡の一部が第 2 種特別地域であり、その他は水城跡を含め、普通地域に指定されています。

県立自然公園内では、「福岡県立自然公園条例」に基づき、第 1 種特別地域と第 2 種特



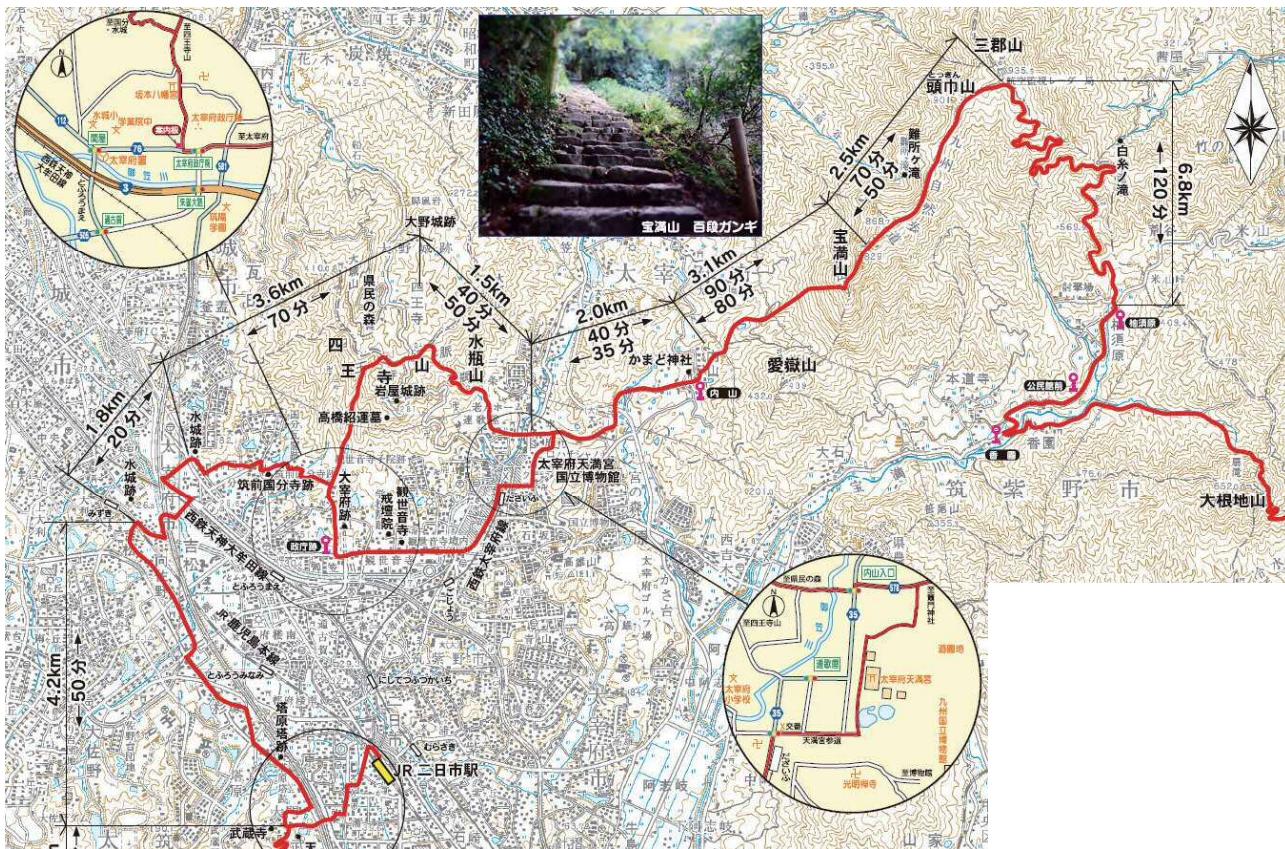
◆太宰府県立自然公園区域図／福岡県環境部自然環境課自然公園係資料

別地域は許可制による比較的厳しい行為規制が図られています。また、普通地域は事前届出制が図られています。

地域区分	説明	行為規制の概要
第1種特別地域	特別保護地区に準じ風致を維持する必要性が高い地域であって、現在の風致を極力保護することが必要な地域。	○許可制
第2種特別地域	特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域。	○許可制 林業は30%の択伐を認めており、通常の農林漁業活動に伴う施設や住宅など住民の日常生活に必要な施設は原則として許可している。
普通地域	景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地等であって、風景の保護を図る必要のある地域（海面を含む）。	○事前届出制

◆太宰府県立自然公園区域の概要

なお、史跡指定地内外に渡り、基山～天拝山～太宰府～宝満山～三郡山に至る九州自然歩道が設定されており、歴史と自然がとけあつた名所コースとして親しまれています。



◆九州自然歩道／福岡県環境部自然環境課自然公園係資料（九州自然歩道福岡県内コースマップ）

③森林法と自然環境保全法

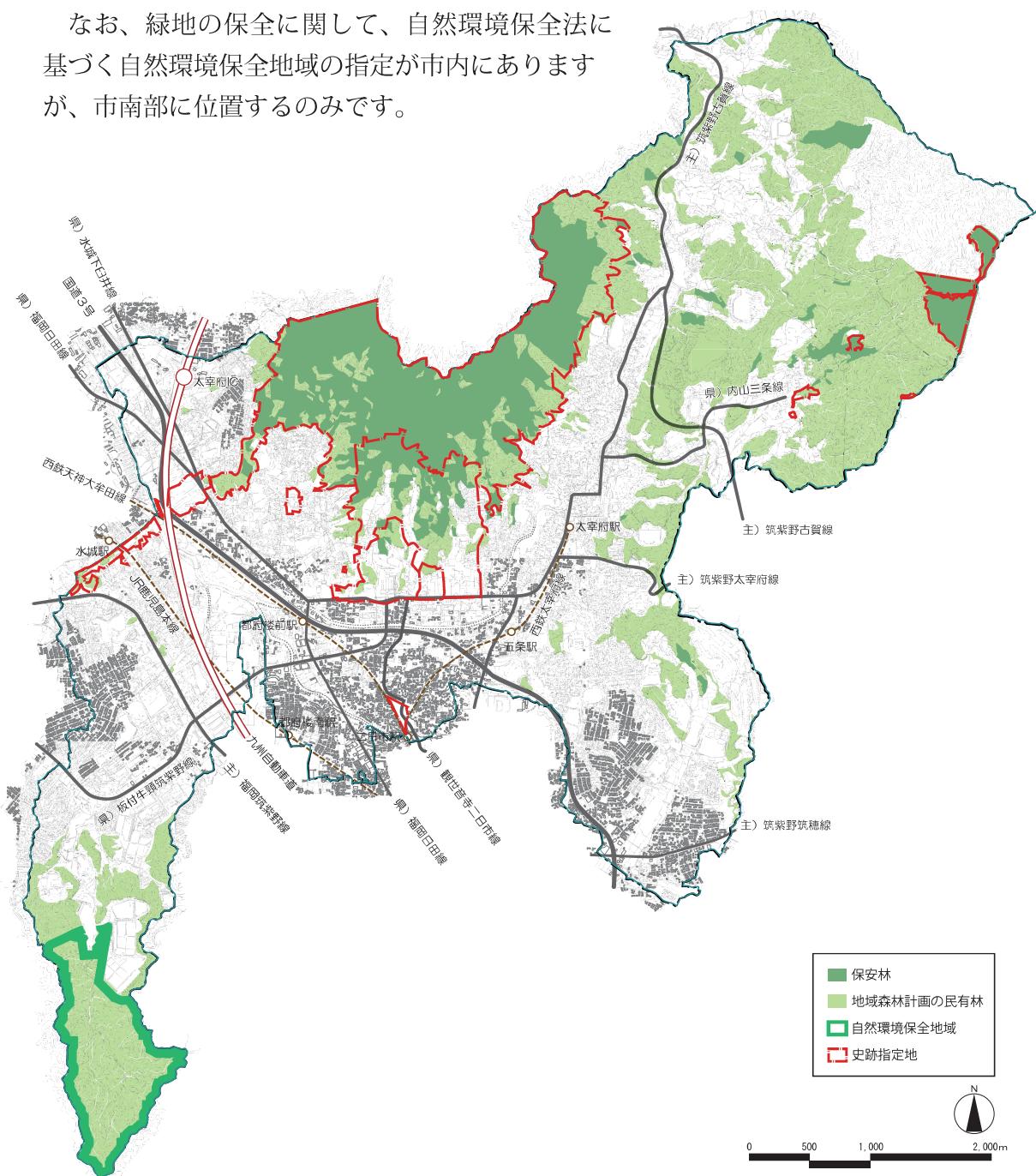
四王寺山の大部分と宝満山の一部が森林法に基づく保安林に指定されています。

保安林は、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。これら森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。

保安林の周辺には、福岡地域森林計画に定められる民有林が存在し、その保全が図られています。当該民有林の伐採に際しては規模に応じて、隣地開発の許可申請、事前相談、届出書の提出が必要です。

史跡指定地とその周辺をみていくと、四王寺山及び宝満山は、全体的に保安林と上記の民有林により緑地の保全が図られています。一方、宝満山の山頂付近には国有林が存在し、森林法による規制を受けていない状況です。

なお、緑地の保全に関して、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域の指定が市内にあります
が、市南部に位置するのみです。



◆保安林と地域森林計画の民有林、および自然環境保全地域

④土砂災害防止法・水防法

四王寺山と宝満山の麓において、土砂災害防止法に基づく特別警戒区域・警戒区域が指定されています。

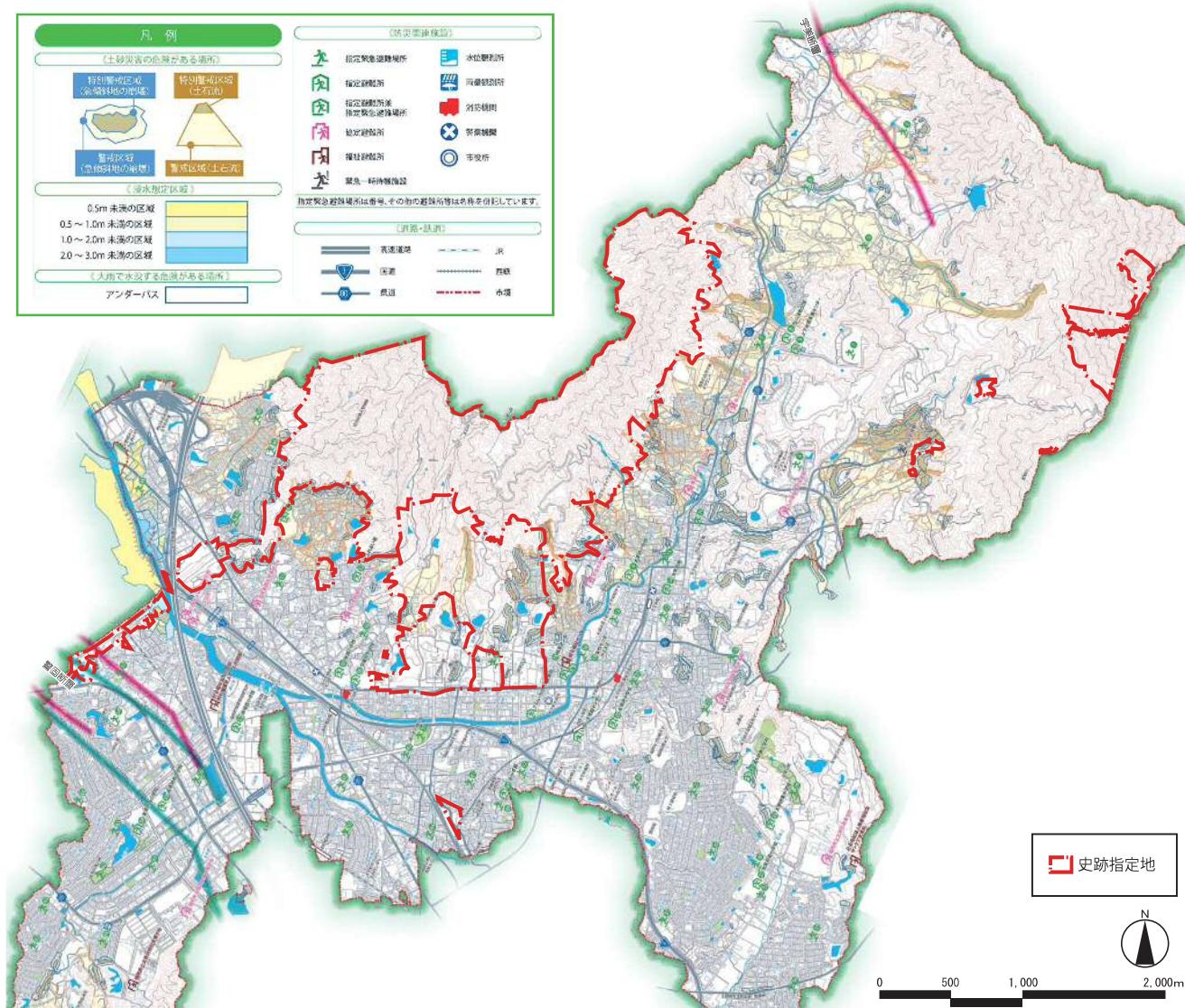
特に、四王寺山の麓は、土石流の特別警戒区域・警戒区域の指定区域に含まれる住宅団地が多く、住宅団地の外縁部分は急傾斜地の崩壊の特別警戒区域・警戒区域にも指定されています。

大野城跡の外縁部分に土石流や急傾斜地の崩壊の特別警戒区域に指定されているところが見られます。また、史跡指定地内に特別警戒区域・警戒区域が多いのは観世音寺境内及び子院跡です。

他方、水城跡については、御笠川沿いの一部が、水防法に基づく浸水想定区域（1.0～2.0 m未満の区域）に指定されています。

なお、土砂災害警戒区域及び、土砂災害特別警戒区域の指定については、随時更新される場合があり、最新の情報は福岡県県土整備事務所砂防課のホームページで公開されています。

（福岡県県土整備部砂防課ホームページ <http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/>）



◆特別警戒区域・警戒区域、浸水想定区域／太宰府市ハザードマップ